

特集 ● 歴史的岐路に立つ生存権と社会保障

社会保障再生と労働組合

原富 悟

1 社会保障の変質化の策動と労働組合

1) 「解釈改憲」による社会保障の解体

いま、日本の社会保障は、安倍内閣のもとで着々と「解体」への道を進んでいる。

2012年6月、民主党政権下でおこなわれた「社会保障・税一体改革」に関する民主党、自民党、公明党の「三党合意」により、同年8月には消費税増税・社会保障関連8法（消費税増税関連2法、子ども・子育て関連3法、年金関連2法、社会保障改革推進法）が成立させられた。なかでも、その後の「社会保障改革」の道すじを明示した社会保障改革推進法については、日本弁護士会連合会が会長声明で「国による生存権保障及び社会保障制度の理念そのものを否定するに等しく、日本国憲法25条1項及び2項に抵触するおそれがある」と批判したように、社会保障分野における事実上の解釈改憲であった。

2013年秋には、政権に復帰した安倍自公政権の下で、分野ごとの制度改革を進めるための「プログラム法」が成立し、これにもとづいて2014年の通常国会では「医療・介護総合法」が、続いて2015年の通常国会では、国民健康保険法、医療法、社会福祉法などの「改正」がおこなわれた。

社会保障の「改革」は、安倍内閣の「日本再

興戦略」にも位置づけられている。給付を削減して国民に暮らしの困難を強いる一方で、多国籍化する大企業のグローバル戦略にもとづき、またアメリカの政府と巨大資本の要求にも対応しつつ、日本経済の成長戦略にくみこまれ、社会保障の営利化・市場化が追求されている。その司令塔として、財界のトップが直接参加する経済財政諮問会議や規制改革会議が機能している。

安倍内閣が2015年の通常国会に提出した「安全保障関連法案」は、憲法学者の大多数が「違憲」との判断を示したが、安倍首相がめざす「戦争のできる国」「世界で一番企業が活動しやすい国」への歩みは、憲法9条のみならず、憲法25条をも乱暴に踏み越えて、社会保障の「解体」へと進もうとしているのである。

2) 労働組合の分断と社会保障運動

日本国憲法は「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすること」を決意し、「主権が国民に存すること」を宣言し、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と述べ、第9条で戦争放棄を、第25条ですべての国民に健康で文化的な最低生活を保障するとして、1947年に施行された。

戦後、多くの国民が生きることへの切実な要

求を抱えるなかで、労働組合が続々と生まれて労働者が声を上げ、政府の社会保障制度審議会は1950年に「現下の社会経済事情並びに日本国憲法25条の本旨に鑑み緊急に社会保障制度を整備確立する」必要があり「このような生活保障の責任は国家にある」とする勧告をおこない、戦後日本の社会保障制度がスタートした。

1950年代の日米安保条約、日米相互防衛援助協定を契機とした軍事費の膨張と社会保障予算の削減にたいする国民的な運動は、労働組合と社会保障に関わる諸分野の団体の共闘組織として中央社会保障推進協議会を生み出し、60年代から70年代にかけての政治革新の高揚期には、社会党、共産党による革新自治体が全国に広がって、老人医療の無料化や保育所づくりなど住民の要求運動を前進させた。73年・74年の春闘では、賃金の大幅引き上げとともに、全国的なストライキで年金制度の抜本的な改善を勝ち取った。労働組合運動と社会保障制度拡充の運動は連携しながら、国民的なたたかいを発展させていったのである。

こうした労働組合運動・国民運動と政治革新の高揚にたいし、70年代後半から、支配層による労働組合運動と革新政党への分断が画され、その一方で、賃金の抑え込みと社会保障の改悪が進行した。労働組合の春闘にたいしては、「管理春闘」と呼ばれる財界あげての賃上げ抑制がおこなわれ、75年以降、労働側の「春闘連敗」が続く。紆余曲折はありながらも70年代までは全体として制度の改善が進行した社会保障も、80年の健保法改悪を転機に、医療の負担増と給付の削減が進められていく。

89年に労働組合のナショナルセンターは連合（日本労働組合総連合会）と全労連（全国労働組合総連合）に再編され、それまで中央社保

協を支えていた総評（日本労働組合総評議会）の解散によって中央社保協は一時的に組織と運動の困難を余儀なくされた。労働戦線の分断は、社会保障運動をも分断し、社会保障の制度改悪のテコとされた。

1995年には、日経連（日本経営者連盟、のち経団連に合流）が「新時代の『日本的経営』」を発表し、非正規労働者の多用、派遣労働の拡大によって労働力の流動化と雇用の不安定化が大規模に広がる契機となった。一方で同じ95年に政府の社会保障制度審議会が、社会保障を憲法25条にもとづく国家責任から労働者・国民の「支え合い」に置き換えていくとする「勧告」をおこない、社会保障の理念の変質化が始まる。それは小泉構造改革などを通して深化し、日弁連が「違憲」と指摘する社会保障改革推進法に引き継がれてきた。

中央社保協は、存続の困難を乗り越え、健保中連（健康保険改悪反対中央連絡会）、くら福（くらしと福祉・地方自治を守る共同行動）、医療共同（国民医療を守る共同行動実行委員会）などの分野別・課題別の共闘組織が合流し、全国的に都道府県社保協が再建されるなかで、再び組織と運動を活性化させ、社会保障の変質化に抗して国民的なたたかいを組織していく。その支え役となり推進軸になったのは全労連であり、全労連傘下の都道府県労連であった。

労働戦線の分断は、労働組合運動からの階級的・民主的潮流の排除をめざす策動だったが、89年の結成時に支配層から「数年で消滅する」と言われた全労連は、すでに四半世紀にわたって存続し、社会保障の変質化の策動に対抗し、労働者・国民の生活要求を対置してその社会的な影響力を広げてきた。

労働組合の多数派となった連合は、「働くこ

とを軸とする安心安全社会」をうたい、労働諸法制の改悪に対してはしばしば全労連と同じ方向で行動するが、社会保障については「三党合意」による「社会保障・税一体改革」を推進する立場に立ち、労働者・国民の要求にもとづく大衆運動に消極的である。そのことが、政府による社会保障の変質化の策動を許している要因の一つであることは否定できない。

3) 新たな国民的な共同の再構築の可能性

新自由主義的「構造改革」によってもたらされた雇用の劣化と貧困の広がり、社会保障の相次ぐ制度改革によって増幅され、高齢者の生活問題や国保運営を含めて、国民各層のいのちと暮らしにかかわる問題をいつそう深刻化させている。

自民党の2012年憲法改正草案が示すように、安倍首相がめざす「戦争のできる国」「世界で一番企業が活動しやすい国」への歩みは労働者・国民の要求との矛盾を深め、原発再稼働、貧困と社会保障、TPP、労働法制など、さまざまな分野で「一点共闘」によるたたかいがまき起こっている。2015年通常国会では安全保障関連法案（＝戦争法案）にたいする国民的な反対運動が全国的に繰り広げられ、空前の規模のたたかいに発展した。たたかいのさまざまな場面で掲げられる「アベ政治を許さない」のスローガンが端的に示すように、各分野のたたかいは、全体として民主権、基本的人権、平和的生存権を確かなものにするための、民主主義と日本国憲法を守り生かす国民的闘争に発展しようとしている。

世論調査では、「9条改定に反対」とともに、「憲法改正」についても「反対」が「賛成」を上回るようになってきている。解釈改憲の強行

は、日本国憲法への国民的な認識を高める契機となった。

こうした国民運動の高揚を、さまざまな形で労働組合が支えている。国会周辺での行動のみならず、地方・地域の運動においても全労連傘下の労働組合が、要求を結び、共同の運動を推進する役割を果たしている。

日本国憲法は、25条に始まる一連の社会権規定に続いて28条で労働者の団結権を保障し、労働組合の社会的役割を提示している。民主主義の発展と憲法擁護のたたかいにとって、労働組合は憲法上も特別な役割を担っているのである。

要求で団結する労働組合は、統一行動を組織するとともに、要求を語り、その実現の道すじについて議論し、情勢や社会の見方を学び論じ合う場として日常的に機能する組織を持っている。組合員の要求を社会的な問題として捉え、企業内や産業内にとどまらず社会的な影響力を発揮しようとし、未組織労働者に目を向け、国民各層との共同・連帯をめざして活動する労働組合が力を発揮するほどに、国民的な共同のたたかいも前進する。

社会保障闘争においても、労働組合が職場の要求とともに組合員の生活要求全体に目を向けるならば社会的な諸行動に踏み出さざるを得ない。それは、戦後の労働組合運動、社会保障運動のなかで国民各層を結ぶ共同組織として中央社会保障推進協議会が生み出されたように、歴史的な教訓でもある。

いま高揚する国民的な運動が、憲法を守り生かす新たな国民的な共同の再構築に向かうかどうか、労働組合の力量が試されている。

2 社会保障再生と労働組合運動の課題

1) 賃金・労働条件と生活保障要求

あらゆる社会運動のエネルギーの源泉は、労働者・国民のおかれている現実から必然的に生み出され、労働と生活の場からわき上がる要求である。

今日の雇用の劣化と実質賃金の低下、地域経済の沈滞と富の極端な偏在は、労働者の賃金闘争と安定した雇用確保のとりくみを国民的な課題に押し上げており、賃金・労働条件の改善を求めるとりくみは、一企業の労使関係にとどまらず、社会的な水準闘争として展開する必要がある、また、その可能性を高めている。

同時に、健康問題や家族の介護、保育の条件整備など、働き続けるための生活基盤の安定・確立は、労働者の切実な要求になっており、賃金・労働条件をめぐるたたかいと社会保障闘争は暮らしを支える車の両輪になっている。

また、今日の社会保障制度は、全国民の健康で文化的な生活を保障することをめざしているからこそ、労働組合と国民諸階層の連帯・共同のたたかいが発展する必然性がある。地域住民の大多数は、労働者とその家族であるから、社会保障闘争における共同の広がり、労働組合への信頼を高め、組織拡大にも連動していく。

労働組合が社会的な影響力を高めていくためには、諸団体との共同行動や地域における共同行動に足を踏み出していく必要があり、そのためにも職場の闘争力を強化しなければならないが、職場では、成果・評価主義や長時間過密労働が、職場の労働者の団結を弱める要因になっており、労働時間を短縮し組合活動の権利と自由を広げ、職場での闘争力を強化していくことも、独自に追求すべき今日的な課題になっている。

る。

労働組合の組織と運動形態は、それ自体が学習機能を持っている。労働組合は、要求を語り、団結して行動し、教訓について議論し、たたかいの歴史に学ぶ場である。議論し学び合い、ともに行動することで、個々の組合員は活動家として成長する。労働組合は民主主義の学校である。

2) 共同の再構築にむけて

職場組織や地域支部などの、労働組合の基礎組織における運動づくりは、地域的な共同行動や社会的な影響力を発揮していく出発点になる。

職場組織などの基礎組織においてこそ、要求をくみ上げる力を強めたい。上部組織による方針や統一行動の提起も、一人ひとりの仲間の要求と響き合ってこそ力になるのだから、不断に仕事の悩みや生活上の問題について、語り合い要求を顕在化させておくことが必要だろう。

社会保障闘争においては、制度上の知識や理解を深めたい。例えば、介護労働者の低賃金問題については、介護報酬や介護保険の財政構造などが大きくかかわっている、当該の労使関係において経営者が最大限の努力をすることと合わせて、介護報酬の引き上げなどの制度改善のための社会的な運動が必須である。

また、社会保障各分野の制度が形成されてきた経緯や歴史的な変遷にも目を向けたい。社会保険においては、低賃金であるうえに、健康保険や厚生年金の保険料や税金が天引きされ、病気になれば医療費の自己負担があるが、労使折半の社会保険料の負担割合については、かつて事業主に7割負担（労働者3割）を求める、いわゆる「三七闘争」があつて、いまでも事業主7割負担の事業所があることや、1980年までは、

健保本人は10割給付で受診時の負担はなかったことなども、今日ではあまり意識されていない。制度を知ることによって要求実現の道すじも見え、社会的な共同闘争への確信にもなるのである。

要求実現を社会的な視点で考えるようになれば、団体交渉においても、企業ごとの最低賃金協定が地域の低賃金相場に影響することや、パートや非正規労働者の多用についての企業内からの規制など、個々の事業所での賃金・労働条件や企業内福祉が地域社会の水準形成に影響することなども意識するようになり、運動は社会的な傾向を強めていく。

社会保障制度に強い組合は、組合員の生活相談などにも幅広く対応できるし、社会的な視点で職場政策を考え、地域における共同行動にも積極的になり、地域社会から信頼され、産別における統一闘争を働く現場から支えていく力になる。

地域における共同闘争は、今日の社会保障「解体」に対峙し、制度改善をすすめるうえで重要な位置を占めている。

地方自治体にたいする運動は大きな意味を持っている。憲法92条は「地方公共団体の組織及び運営は、地方自治の本旨に基づいて……」とある。「地方自治の本旨」とは、住民自治（住民の参加と自治）と団体自治（中央政府にたいして独立する）の意である。地方自治体は「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」（地方自治法第1条）のである。

今日の社会保障「解体」の進行にたいして、住民生活のさまざまな部面で起きる問題を自治体に提起していくことは、自治体が、住民の暮

らしを守るためにやるべきことを「自主的」に考える契機となり、国による社会保障制度改悪の影響を地域住民の生活の視点から告発していくことにもなる。

この間の制度改定によって、医療・介護総合法で介護サービスの水準が自治体に丸投げされ、保育では実施基準が自治体まかせになるなど、介護や福祉サービスにおける地域運動の役割はいっそう大きくなっている。こうした自治体への要求運動は、ナショナルミニマムの確立をもとめる全国的な運動につながってもいく。

地域における共同の運動は、今日の社会保障制度の実情を生活の場から明らかにし、制度改善を求める草の根の力をつくっていくことになる。とりわけ、自治体労働者、医療・福祉労働者、公契約労働者など公共サービスにかかわる労働組合には、関係する制度を住民に知らせていくこと、公共サービスの現場で住民とふれあい、問題意識を共有し、学習や行政への要求などを通してサービスの受け手を運動に組織していくことなど、公共サービスの従事者としての専門的な立場から、地域的な社会保障・福祉の共同の運動の推進役としての特別な役割がある。そこから、利用者・住民との共同が生まれ、地域労連など労働組合の地域的な連合体を軸に、社会保障・福祉改善をめざす地域社保協などの運動体がつくられていく。

人々の生活の場である地域における共同行動は、生活の視点から既存の制度の再検討をする場になる。労働組合が、さまざまな階層の地域住民と触れ合うことによって、共感力のある運動を組み立てる力量が高まる。地域ごとに単組・職場組織が地域労連に結集し、共同の運動の推進軸としての労働組合の力量を高めたい。

こうして、職場から、地域から、たたかう力

量を高め、それが産業別組織や都道府県レベルのたたかひの力になり、労働組合全体の社会保障闘争が発展する。連動して、社会保障闘争における共同組織としての中央社会保障推進協議会の影響力が強化され、社会保障運動は全国的な規模の運動の形成に向かっていく。

3) 政治革新の推進役としての労働組合

社会保障制度は、憲法にもとづき、法律で規定される。したがって、社会保障の制度改善は、必然的に政治闘争と結びつかざるを得ない。憲法を軽視し、あるいは解釈をねじまげ、社会保障の「解体」に向かう政治には未来はない。社会保障の再生のためには、労働者・国民の要求に応え、日本国憲法を遵守する政治が切実に求められている。そして、今日の憲法をめぐる国民の意識の変化は、その方向への政治の変化を予見させている。

こうした情勢の下で、日本の社会保障再生に向かって労働組合が社会的な役割をはたしていくために、いっそう力をつけていく必要がある。そのために、3つの視点を提示しておきたい。

第1は、職場におけるたたかう力の強化である。要求を組織し、討論と学習を重視して、すべての仲間を職場から結集していく力を強めたい。それは、職場からの全員参加の組織拡大運動とも連動する。

第2に、賃金・労働条件をめぐるたたかひと社会保障改善をめざすたたかひを一体のものとして進めたい。そのために、労働者の一生（ライフサイクル）と日常の全生活を視野に入れた政策議論を広げたい。資本主義の成立以来の、世界の労働者のたたかひの歴史的教訓をあらためて学び合いたい。

第3に、国民的な共同の再構築に向かって、

ナショナルセンター、産業別組織、地方・地域の労働組合が、それぞれの位置で共感力のある運動を組織し、たたかひの推進役としての力量を高め、影響力を広げていくことである。戦後、日本の労働運動が創造的に作りだした独特の運動形態である春闘（国民春闘）と社会保障推進協議会をいっそう強化し、新たな前進の力にしたい。

（はらとみ さとる・労働総研常任理事）